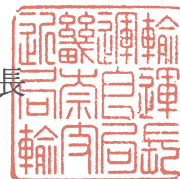


公 示

奈運整公示第3号
令和8年7月7日

令和8年度の「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」の学科及び試問を次のとおり実施する。

近畿運輸局奈良運輸支局長



1. 受講資格

電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任しようとする者（道路運送車両法施行規則第57条第7号に規定する要件を満たす従業員となる予定の者を含む。）であって、現に当該事業場において整備主任者として選任されている者（一級大型自動車整備士及び一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者を除く。）又は以下に掲げる自動車整備士の技能検定に合格した者とする。

- ・ 一級二輪自動車整備士
- ・ 二級ガソリン自動車整備士
- ・ 二級ディーゼル自動車整備士
- ・ 二級自動車シャシ整備士
- ・ 二級二輪自動車整備士
- ・ 自動車電気装置整備士
- ・ 自動車車体整備士

2. 学科の講習内容

自動車特定整備事業（電子制御装置整備に係る項目に限る。）に係る法令等に関すること。

3. 試問内容

「学科」及び（一社）奈良県自動車整備振興会等が実施している「実習」を受講した者に対して筆記試験を行う。

4. 学科講習及び試問の開催日時、場所

別表のとおり

5. 申し込み方法

講習を希望する日の2営業日前までに、受講申請書及び受講票に顔写真を貼り付け必要事項を記載し、（一社）奈良県自動車整備振興会に申請する。申請書及び受講票は奈良運輸支局、奈良県自動車整備振興会で配布及びホームページで掲載する。

6. 注意事項

- (1) 途中退席した場合は欠席とする。
- (2) 試問に不合格となった場合は一度に限り、学科及び実習を受けずに再試問を申し込むことができる。なお、再試問に不合格となった場合は学科及び実習を再度受講すること。
- (3) 申し込みは定員を上限とし、先着順とする。
- (4) 実習については（一社）奈良県自動車整備振興会に問い合わせること。

7. 問い合わせ先

近畿運輸局奈良運輸支局検査整備保安部門

大和郡山市額田部北町981番地の2

TEL : 0743-59-2153 (内線2又は3)

(別表)

令和8年8月の開催予定

	日時	時間	定員	会場
第1回	8月7日(金)	14:00~16:30	65人	振興会教室

受講料(会場費等)が必要となります。受講料については(一社)奈良県自動車整備振興会までお問い合わせください。

- 実習については(一社)奈良県自動車整備振興会までお問い合わせください。

(一社)奈良県自動車整備振興会 TEL : 0743-59-5050

○学科・試問当日の持ち物

- 受講票(修了証)
- 筆記用具(鉛筆・消しゴム)
- 本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)
- 実習受講票(実習受講欄未押印の方に限る)

受付は講習開始 **30分前**から行います。

会場は、振興会2階となります。